津市一志体育館
アリーナ床改修工事

図　面　リ　ス　ト

図　番	図　面　名　称	縮　尺	図　番	図　面　名　称	縮　尺	図　番	図　面　名　称	縮　尺
A-01	表紙・図面リスト							
A-02	特記仕様書　1							
A-03	附近見取図・配置図兼仮設計画図	1：600						
A-04	【改修前】1階平面図・仕上表兼内部仮設計画図	1：200						
A-05	【改修後】1階平面図・内部仕上表	1：200						
A-06	アリーナ平面図	1：200						
A-07	コートライン平面図	1：150、20						
A-08	コートライン詳細図	1：150、20						

原図：A2

訂　正	月　日				設計・監理 街に緑を 株式会社　東海建築設計	作成	承認	担当	名称 津市一志体育館アリーナ床改修工事	設計No.	図面No.
	・		・			一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号			製図 表紙・図面リスト 縮尺 ＿＿	整理No.	A－01
	・		・			一級建築士 第128604号 山岡　實					
	・		・								

工事特記仕様書（改修）

Ⅰ．工事名称　津市一志体育館アリーナ床改修工事
Ⅱ．工事概要
　1　工事場所　津市一志町高野地内
　2　敷地面積　34,952 ㎡
　3　工事内容
　　棟名称　アリーナ
　　構造　鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造　２階建て
　　建築面積　2,711.78 ㎡
　　延べ面積　2,832.55 ㎡
　　工事項目　内装改修
Ⅲ．建築改修工事仕様
　1　共通仕様
　　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。

　2　特記仕様
　　(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
　　(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
　　(3) 項目欄に記載の（　）内表示番号は改修仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用基準等	1）公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版） 2）公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版） 3）建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）
	② 施工条件	施工方法及び検査に関する事項 ※　工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※　工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 ※　本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 ※　特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし又、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。 ※　工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周辺道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。 ※　場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。 ※　工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 ※　大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。 ※　工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ※　工事着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立合いのもと写真に記録しておくこと。 ※　工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。 ※　設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ※　高所等の施工箇所で完成検査時に確認が困難な工事については、足場解体前に市検査課による随時検査(書類を含む)を受けること。また、当該検査の合格をもって足場解体を行うこと。 ※　当該施設は工事期間中であっても使用しているため、施設利用者及び、運営に支障がないよう、施工に留意すること。 ※　８月３１日までに、市検査課による完了検査を受け、引き渡しを行うこと。（書類含む）
	③ 発生材の処理等 (1.3.12)	本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 工程 / 作業の有無 / 分別解体等の方法 造成等 / ・有 (・) 無 / ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 基礎・基礎ぐい / ・有 (・) 無 / ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 上部構造部分・外装 / ・有 (・) 無 / ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 屋根 / ・有 (・) 無 / ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 建築設備・内装等 / (・) 有 ・ 無 / ・手作業 (・) 手作業、機械作業の併用 その他（　　） / ・有 ・ 無 / ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 (・) 引き渡しを要するもの　(・) 無　・　（　　） ・ 特別管理産業廃棄物　・ 有（・PCBを含む機器類　・廃油、廃酸、廃アルカリ　・ダイオキシン類 ・水銀を含む特別管理産業廃棄物　・廃水銀等　） 処理方法（　　） ・ 水銀使用製品産業廃棄物　・ 有（・ 蛍光ランプ　・ HIDランプ　・（　　）） ・ 石綿含有成形板等解体時の留意点 1.手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 2.可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。 3.飛散されない様にすること。 4.保護具及び作業着を着用すること。 5.解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 6.事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 ・ 現場において再利用を図るもの　（　　） ・ 再資源化を図るもの　・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。

	4 建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が１億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。
	⑤ 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
	6 電気保安技術者 (1.3.3)	・ 配置する
	⑦ 技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。
	8 施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲及び調査方法　・ 工種別の特記による
	9 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	補修方法　・ 図示（図面番号：　　）・（　　）
	⑩ 建築材料等	1）　本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。 2）　本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。
	11 化学物質の濃度測定 (1.6.9)	測定対象化学物質（●で示したものとする。） 適用 / 施設用途 / ホルムアルデヒド / トルエン / キシレン / エチルベンゼン / スチレン / パラジクロロベンゼン 学校､教育施設 / ● / ● / ● / ● / ● / ● 住宅 / ● / ● / ● / ● / ● / その他 / ● / ● / ● / ● / ● / 測定対象室及び測定個所数　・ 図示（図面番号：　　）・（　　） 測定方法（　・ パッシブ法　・ アクティブ法） 測定時期　・（　　） 報告書提出部数　２部
	⑫ 特別な材料の工法	改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
	⑬ 騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
	⑭ 工事写真 (1.2.4)	営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部（平成31年版））に従い撮影する。 提出部数１部　用紙は上質紙とする。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。
	⑮ 完成図等 (1.8.2) (1.8.3)	作成する　（・）完成図　・ 保全に関する資料　・（　　）） 完成図作図範囲（設計図を訂正） 完成図はＣＡＤにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本２部（原図サイズ）により提出すること。
	⑯ 完成写真	(・)デジタルカメラで撮影し、全てＬ版相当サイズで印刷する。 （Ａ４版用紙に１ページあたり３枚）　１部 箇所数は外観４面各室２面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多大になる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。
	17 設備工事との取合い	施工範囲 ・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ・ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 ・ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。
	⑱ 既存部分等への処置 (1.3.13)	工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修すること。
	⑲ 事故の発生時	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。
	20 消防提出書類	1）　消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事（　・ 建築工事　・ 電気設備工事　・ 機械設備工事）　・ 別途工事 2）　防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。
	㉑ 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第１項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第２項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
	㉒ 不正軽油の使用の禁止	1）　一般事項 市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 2）　調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3）　是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
	23 屋外広告物	屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第２３条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。

② 仮設工事	1 騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)	・ 防音パネル　設置範囲　・ 図示（図面番号：　　） ・ 防音シート　設置範囲　・ 図示（図面番号：　　）
	2 足場 (2.2.1) (表2.2.1)	設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年４月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の２の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場の種別　・ 脚立　・ 足場板　・（　　） 外部足場の種別　・（　　）　設置範囲　・ 図示（図面番号：　　） 防護シート等による養生　・ 適用する　・ 適用しない 足場（つり足場、張出し足場又は高さが１０ｍ以上の足場で、組立から解体までの期間が６０日以上のものに限る）の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。 １）　足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第１９条の２に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者 ２）　労働安全衛生法第８１条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第８８条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者 ３）　全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記１）又は２）に掲げる者と同等の知識・経験を有する者
	③ 既存部分の養生 (2.3.1)	既存部分の養生　(・) 図示（図面番号：A-4） 既存ブラインド・カーテンの養生 養生方法（　　） 保管場所　・ 構内既存施設内 固定された備品、机、ロッカーの移動 ・ 行う　(・) 行わない
	4 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	屋内の仮設間仕切り　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種 合板　厚さ　・ ９㎜　・（　　） せっこうボード　厚さ　・9.5㎜　・（　　） 合板又は石こうボードの塗装　・ 行う　・ 行わない 仮設扉　設置箇所　・ 図示（図面番号：　　） 仕様　・ 合板張り木製扉　・（　　）
	5 監督員事務所 (2.4.1)	・ 構内建物内の一部を使用する。 ・ 設置する　・ 設置しない 監督員事務所の規模(単位:㎡) 適用 / 規模 / 10程度 / 20程度 / 35程度 / 65程度 / 100程度 監督員事務所の仕上げ 部位等 / 仕上げ 床 / 合板張り又はビニール床シート張り 内壁・天井 / 合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り 屋根 / 装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り
	6 監督員事務所の設備・備品等 (2.4.1)(2)(7)	種類 / 机・いす / 書棚 / 黒板・白板 / 掛時計 / 温度計 数量 / 組 / 台 / 個 / 個 / 個 種類 / 長靴 / 雨合羽 / 保護帽 / 懐中電灯 / 衣類ロッカー 数量 / 足 / 着 / 個 / 個 / 台 種類 / 消火器 / 掃除具 / 受注者加入電話 FAX / 冷暖房機器 / インターネット 数量 / 個 / 個 / 台 / 台 / 台
	⑦ 仮設便所	構内既存の施設 ・ 利用できる　(・) 利用できない
	⑧ 工事用水	構内既存の施設 (・) 利用できる（　・ 有償　(・) 無償）　・ 利用できない
	⑨ 工事用電力	構内既存の施設 (・) 利用できる（　・ 有償　(・) 無償）　・ 利用できない 有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。
	⑩ 交通誘導警備員	配置　(・) 図示（図面番号：A-3）
② 内装改修工事	⑩ フローリング張り (6.11.4) (表6.11.2)	・ 釘留め工法 材料 / 種別 / 樹種 ・ フローリングボード（根太張用） / / ・ なら ・ 複合フローリング（根太張用） / ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種 / ・（　　） 防湿処理　・ 図示（図面番号：　　）
	(6.11.5) (表6.11.5) (表6.11.6)	・ 接着工法 材種 / 樹種 / 厚さ / 大きさ ・ フローリングボード（直張用） ・ フローリングブロック（直張用） ・ 複合フローリング（直張用） ・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種 / ・ なら ・（　　） / / / 緩衝材　・ 合成樹脂発泡シート　・ 図示（図面番号：　　）
	(6.11.6)(3)	塗装 (・) ウレタン樹脂ワニス塗り（１液形、Ａ種） (・) アリーナ床改修内容 1.既設フローリング研磨（3回　荒・中・仕上げ） 2.下塗り　ポリウレタンコート1回目（油性）塗装 3.表面研磨　清掃 4.中塗り　ポリウレタンコート2回目（油性）塗装 5.ライン用墨出し 6.競技ライン塗装 7.仕上工　ポリウレタンコート仕上（水性）塗装

原図：Ａ２

訂正	月 日				設計・監理	作成	承認	担当	名称	津市一志体育館アリーナ床改修工事	設計No.	図面No.
	・		・		街に緑を 株式会社 東海建築設計							Ａ－０２
	・		・			一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号　山　岡　　實			製図	特記仕様書－１　縮尺 ＿＿	整理No.	
	・		・									

附近見取図

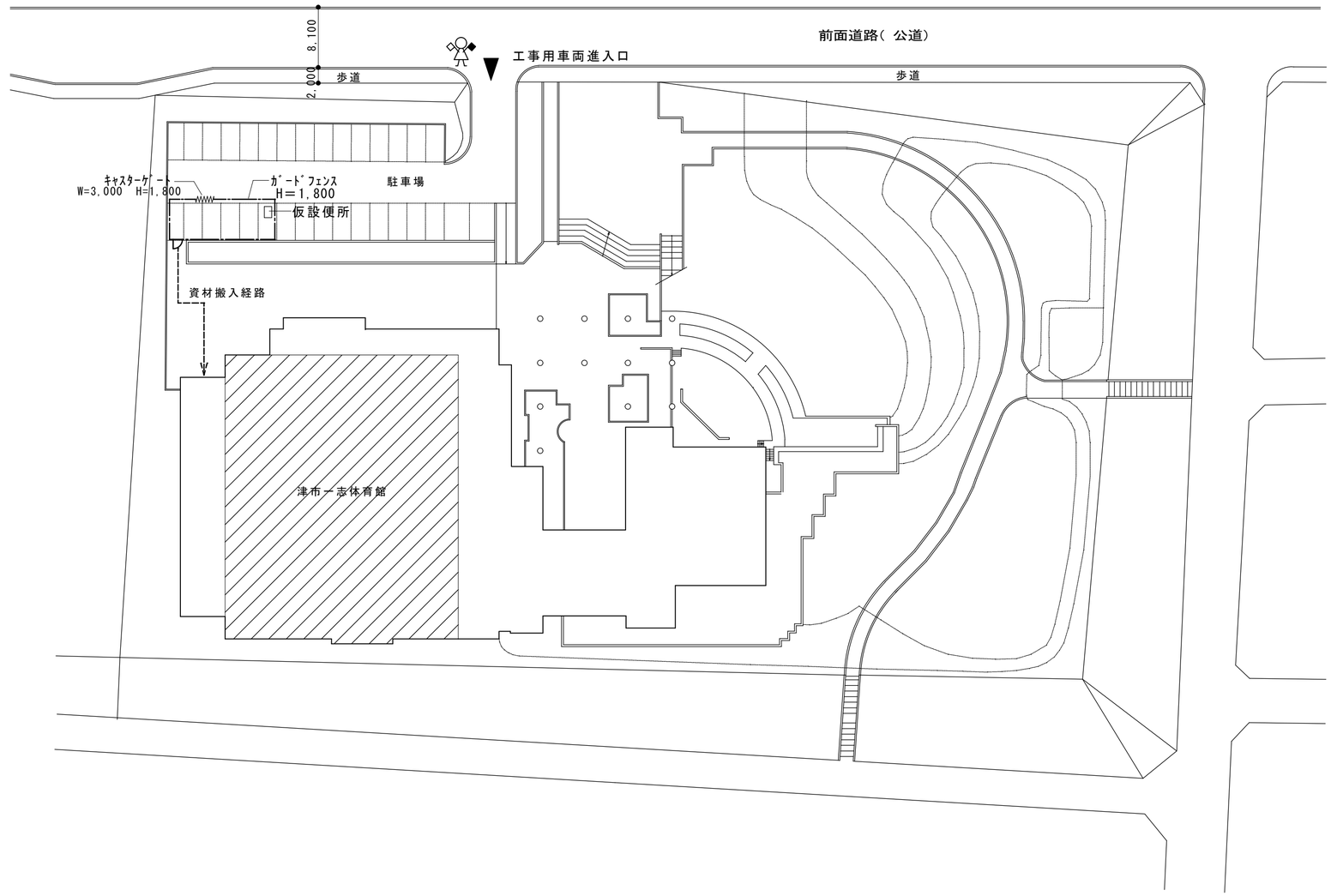

配置図兼仮設計画図　1：600

■ 凡例

- ― 改修範囲を示す
- ― ガードフェンス H=1,800
- ― キャスターゲート W=3,000
- ― 工事用車両進入口
- ― 交通誘導員（大型工事車両通行時）

原図：Ａ２

訂正	月・日				設計・監理	作成	承認	担当	名称	設計No.	図面No.
	・		・		街に緑を 株式会社 東海建築設計				津市一志体育館アリーナ床改修工事		
	・		・			一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号			製図 附近見取図・配置図兼仮設計画図 縮尺 1：600	整理No.	Ａ－０３
	・		・			一級建築士 第128604号 山岡 實					

改修前

■ 内 部 仕 上 表

室名		床	巾木	壁	天井	廻り縁	天井高	備考
メインアリーナ	改修前	化粧複合フローリング（ブナ材）t=15　ポリウレタン3回塗	木製 VP塗	天然木化粧単板貼合板 合成樹脂仕上	枠組ワイヤーメッシュパネルの上化粧グラスウール t=25敷込	——	——	

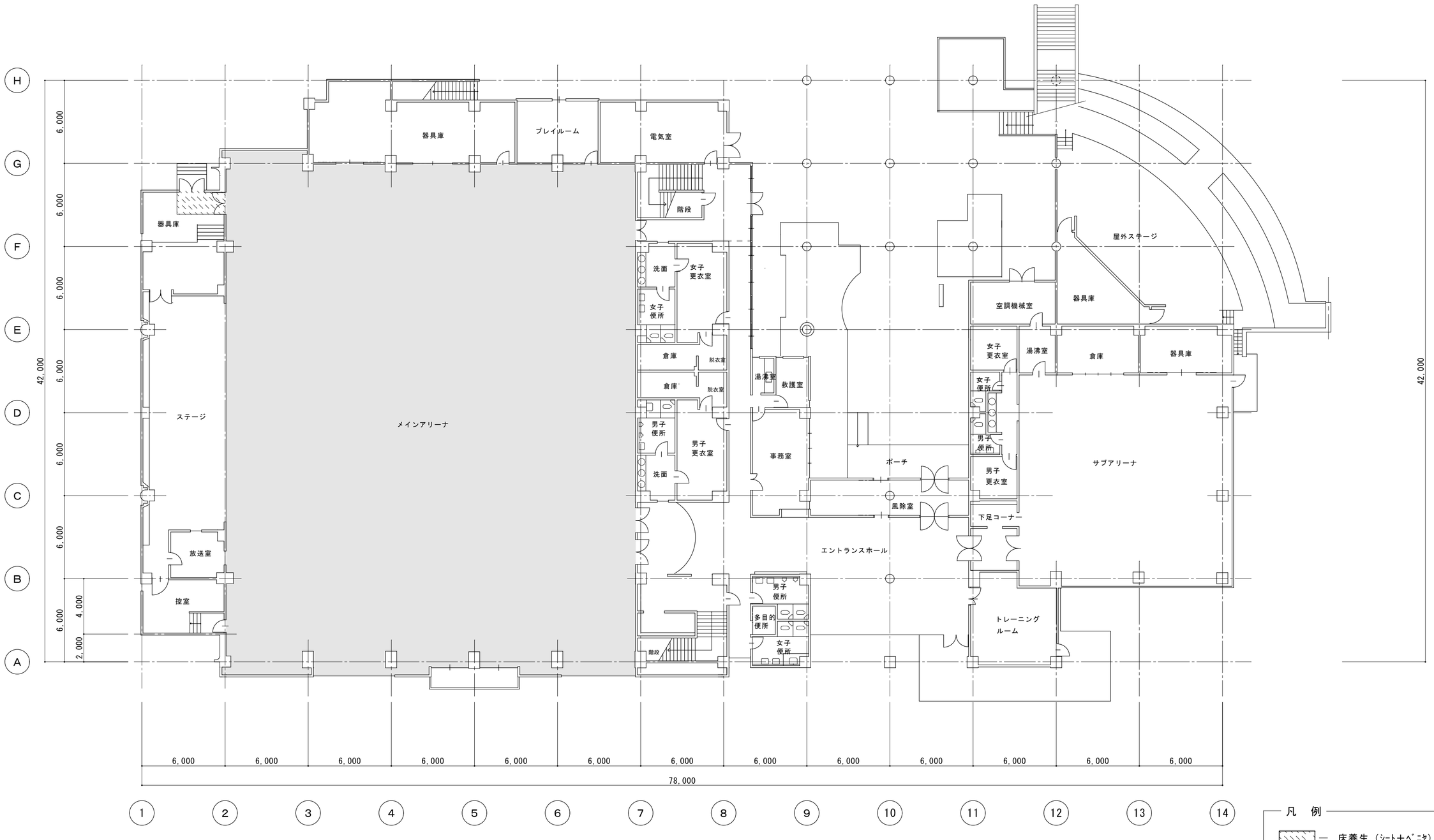

改修前 1 階平面図　1:200

凡　例

— 床養生（ｼｰﾄ+ﾍﾞﾆﾔ）

— 改修範囲を示す

原図：A2

訂正	月 日				設計・監理	作成	承認	担当	名称	設計No.	図面No.
					街に緑を 株式会社 東海建築設計	一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 實			津市一志体育館アリーナ床改修工事		A－04
									製図 【改修前】1階平面図・仕上表兼内部仮設計画図 1：200	縮尺 整理No.	

改修後

■ 内 部 仕 上 表

室名		床	巾木	壁	天井	廻り縁	天井高	備考
メインアリーナ	改修後	化粧複合フローリング （ブナ材）t=15　研磨（サンダー掛）の上 ポリウレタンコート3回塗	＜改装無＞	＜改装無＞	＜改装無＞	――	――	バスケットボール バレーボール　バドミントン 他ライン引

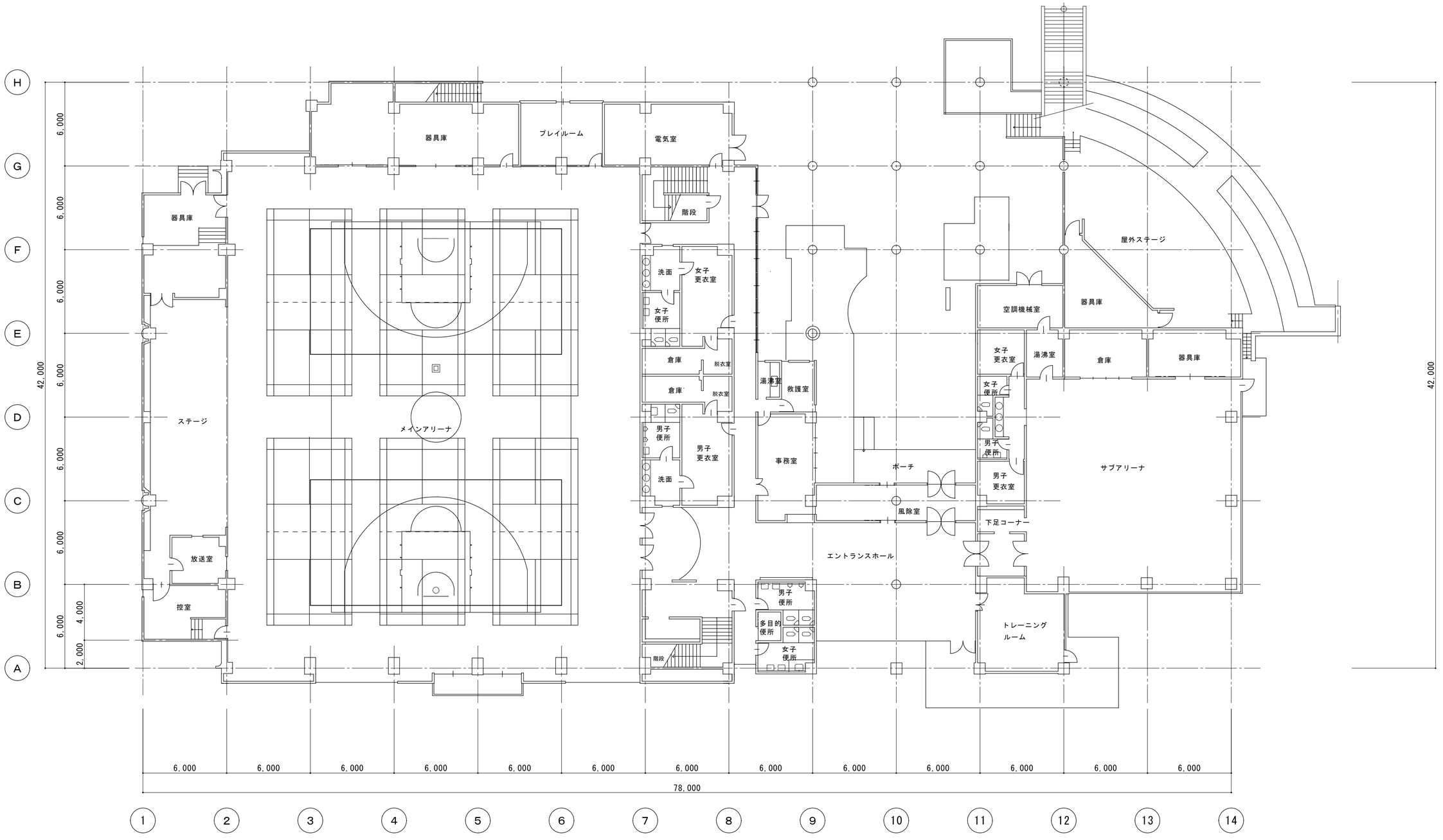

改 修 前 1 階 平 面 図　1:200

原図：A２

訂正	月 日				設計・監理	作成	承認	担当	名称	設計No.	図面No.
	. .		.		街に緑を　株式会社 東海建築設計				津市一志体育館アリーナ床改修工事		A－05
	. .		.			一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号　山岡　實			製図 【改修後】 1階平面図・内部仕上表	縮尺 1：200	整理No.
	. .		.								

改修前

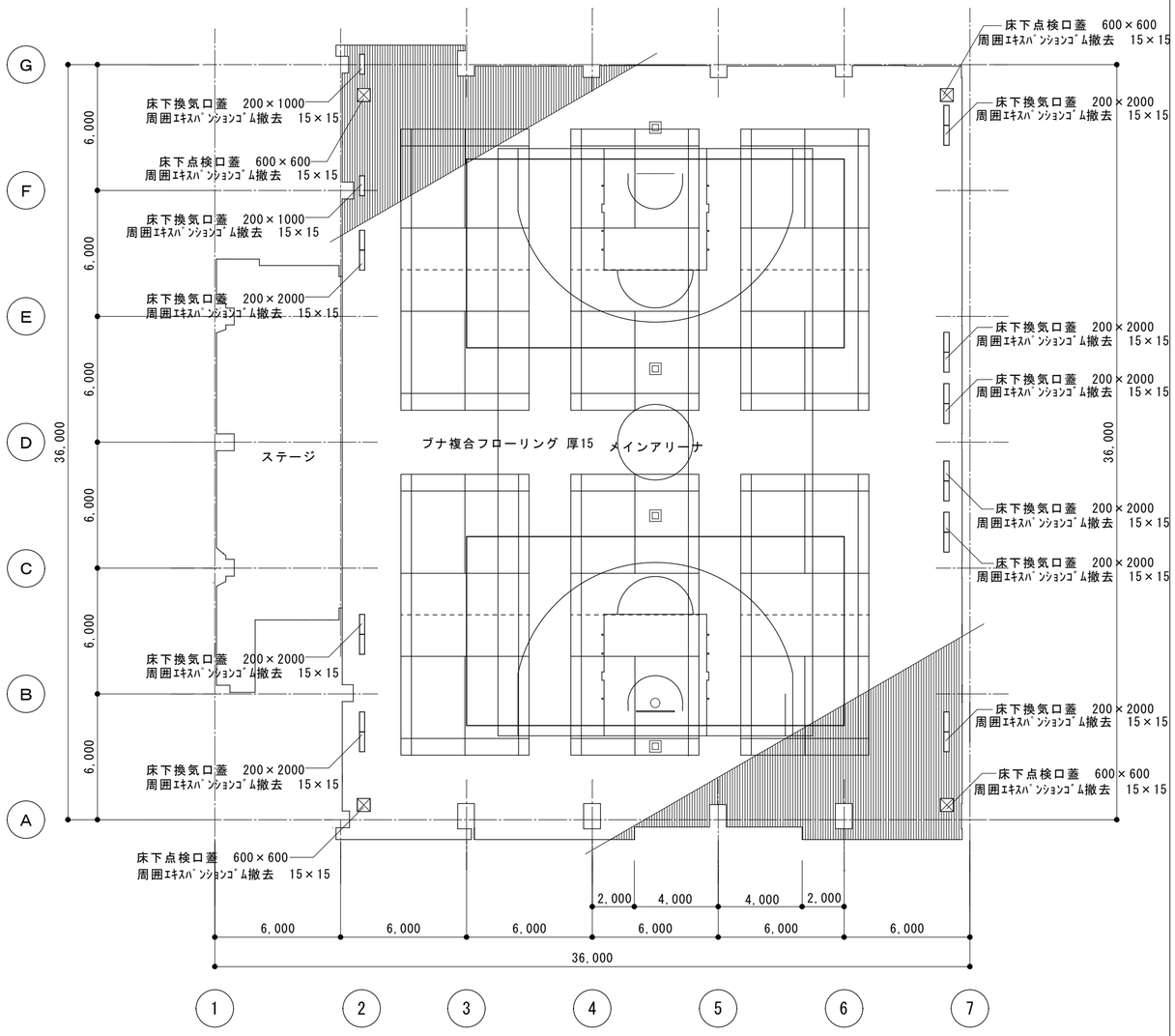

改装前アリーナ平面図　1：200

改修後

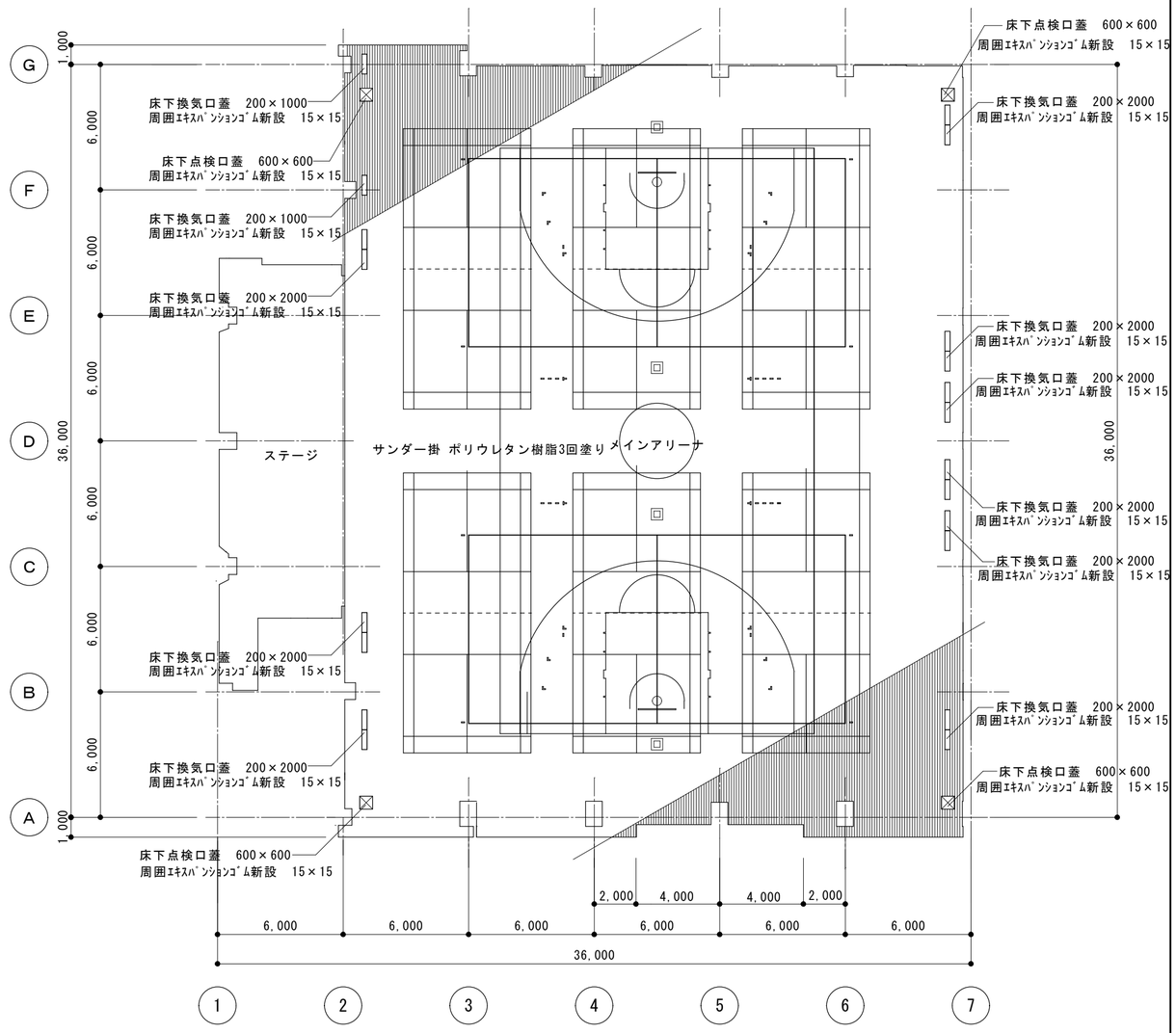

改装後アリーナ平面図　1：200

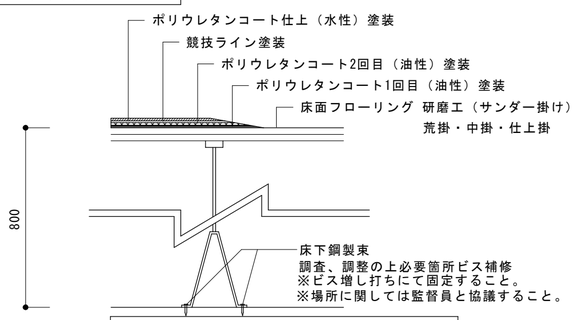

既設フローリング研磨塗装断面図

原図：Ａ２

訂　正	月　日				設計・監理 街に緑を 株式会社　東海建築設計	作成	承認	担当	名称 津市一志体育館アリーナ床改修工事	設計No.	図面No.
						一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号　山　岡　　實			製図 アリーナ平面図 縮尺 1：200	整理No.	Ａ－０６

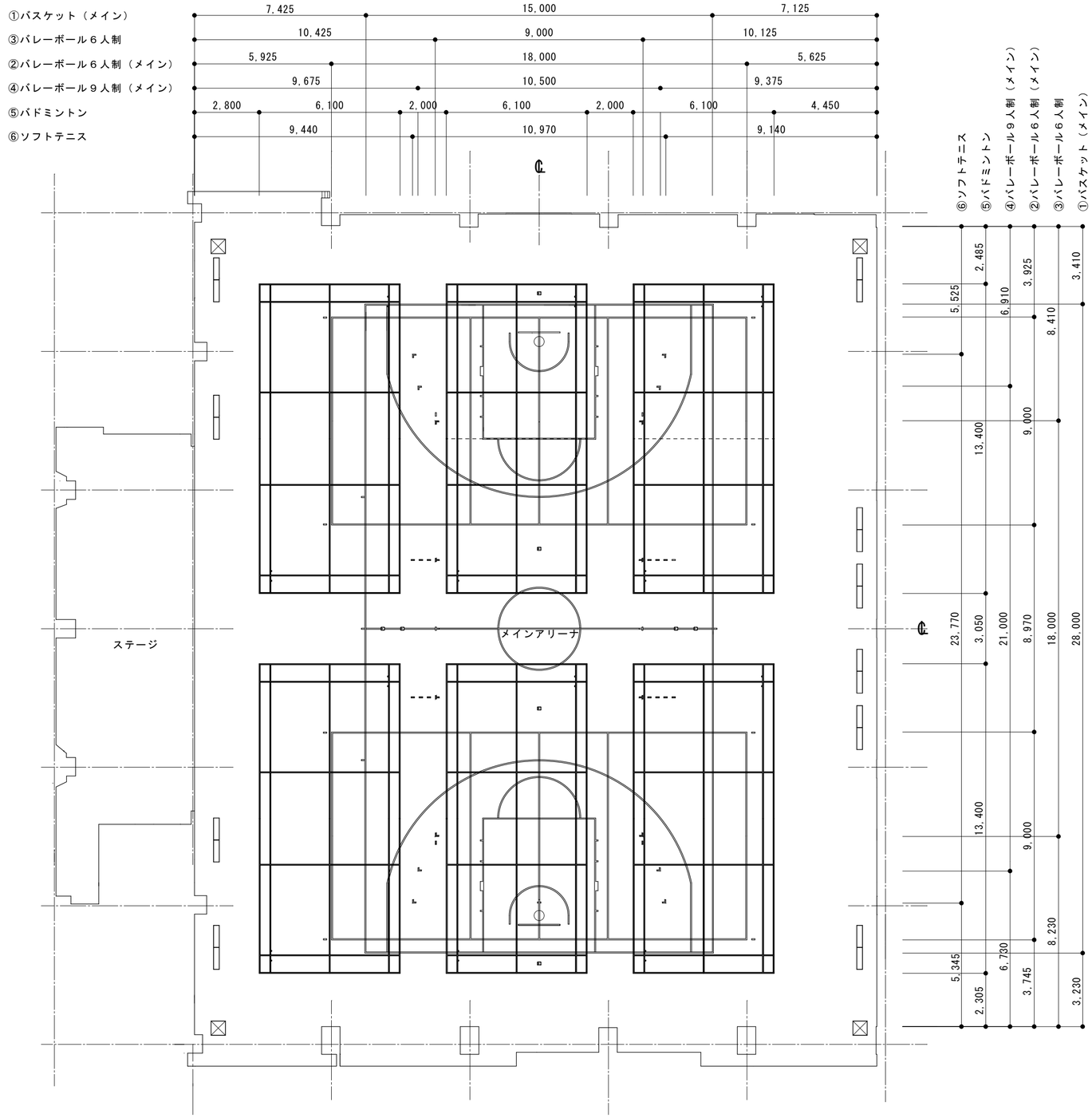

アリーナ（ライン）平面図　1：150

競技種目ライン表（参考）

名　称	数量	ライン色	仕　様
①バスケットコート（メイン） 参考寸法（ 15.0m　× 28.0m ）	１面	白	全　線 ライン幅 50mm
②６人制バレーボールコート（メイン） 参考寸法（ 9.0m　× 18.0m ）	２面	黄	全　線 ライン幅 50mm
③６人制バレーボールコート 参考寸法（ 9.0m　× 18.0m ）	１面	赤	ラインマーク 幅 50mm
④９人制バレーボールコート（メイン） 参考寸法（ 21.0m　× 10.5m ）	１面	青	ラインマーク 幅 50mm
⑤バドミントンコート 参考寸法（ 6.1m　× 13.4m ）	６面	緑	全　線 ライン幅 40mm
⑥ソフトテニスコート 参考寸法（ 23.77m　× 10.97m ）	１面	茶	ラインマーク 幅 50mm

※ラインの割付については既設金物を基準とする。

※ラインの重なり順位については、全線（黄）→全線（白）→全線（緑）とする。

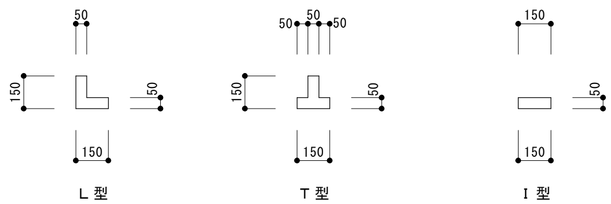

ラインマーク詳細図 1：20

原図：Ａ２

訂　正	月　日				設計・監理	作成	承認	担当	名称	設計No.	図面No.
	. .		.		街に緑を　株式会社　東海建築設計				津市一志体育館アリーナ床改修工事		Ａ－０７
	. .		.			一級建築士事務所　三重県知事登録　第1-381号 一級建築士　第128604号　山　岡　　實			製図　コートライン平面図　縮尺 1:150、20	整理No.	
	. .		.								

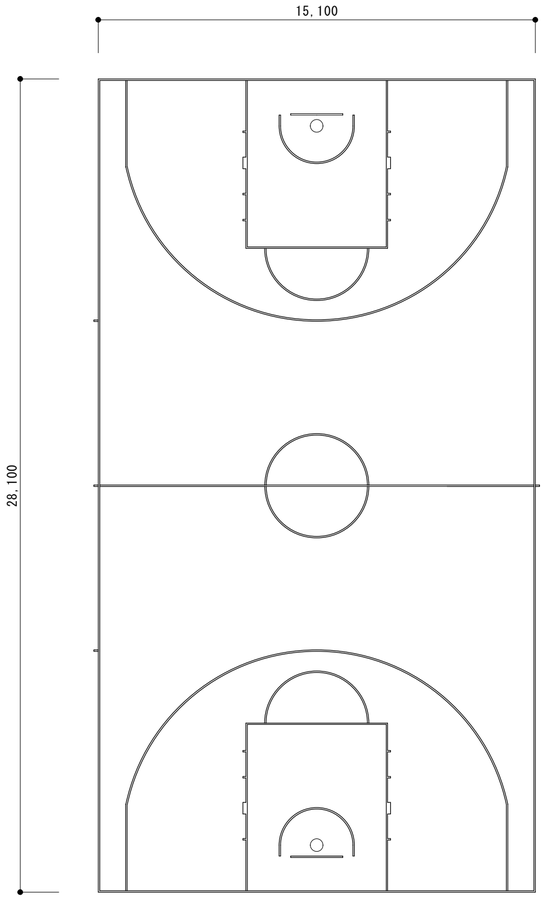

①バスケットコート（メイン）

※寸法に関して、日本ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ協会が主催する大会で使用する規格を原則とする。

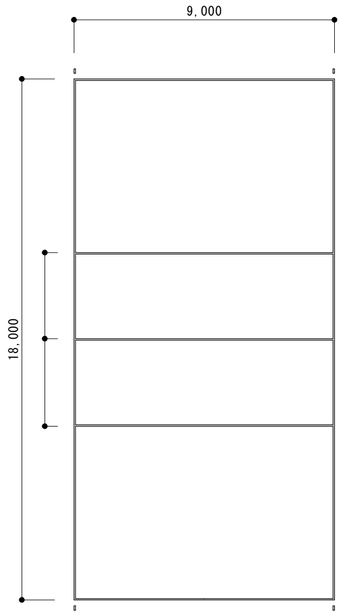

②６人制バレーボールコート

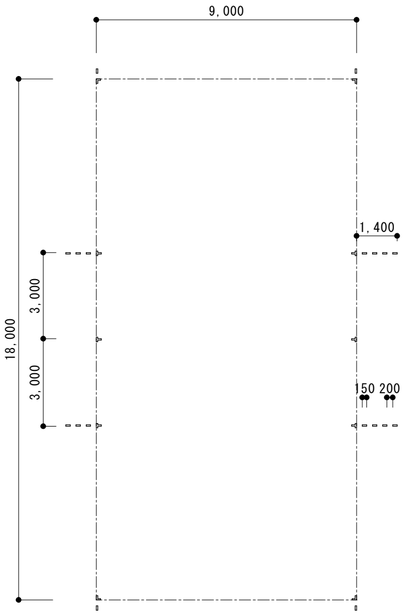

③６人制バレーボールコート

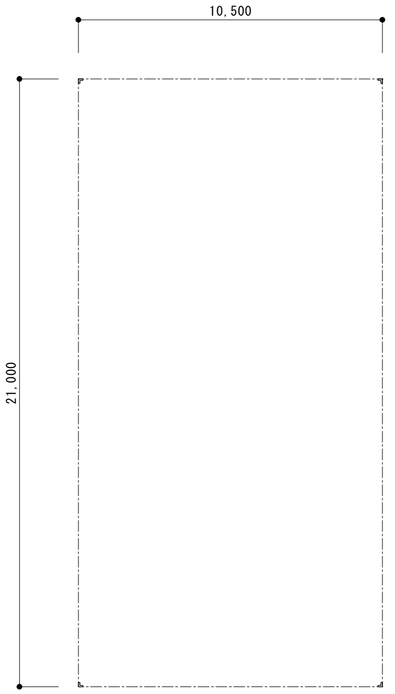

④９人制バレーボールコート

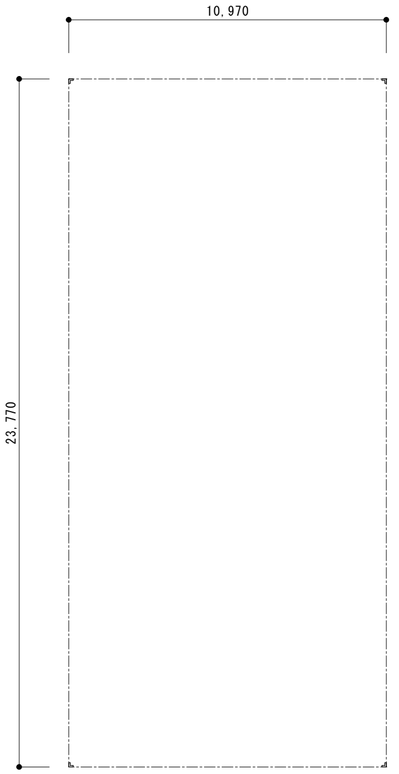

⑥ソフトテニスコート

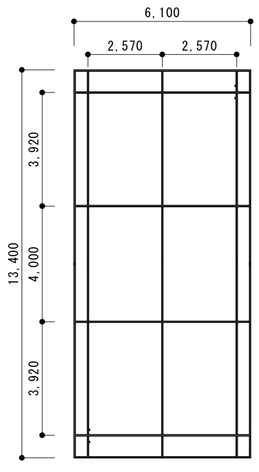

⑤バドミントンコート

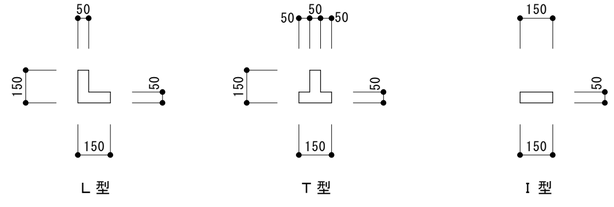

ラインマーク詳細図 1：20

競技種目ライン表（参考）

名　称	数量	ライン色	仕　様
①バスケットコート（メイン） 参考寸法（ 15.0m　× 28.0m ）	１面	白	全　線 ライン幅 50mm
②６人制バレーボールコート（メイン） 参考寸法（ 9.0m　× 18.0m ）	２面	黄	全　線 ライン幅 50mm
③６人制バレーボールコート 参考寸法（ 9.0m　× 18.0m ）	１面	赤	ラインマーク 幅 50mm
④９人制バレーボールコート（メイン） 参考寸法（ 21.0m　× 10.5m ）	１面	青	ラインマーク 幅 50mm
⑤バドミントンコート 参考寸法（ 6.1m　× 13.4m ）	６面	緑	全　線 ライン幅 40mm
⑥ソフトテニスコート 参考寸法（ 23.77m　× 10.97m ）	１面	茶	ラインマーク 幅 50mm

※ラインの割付については既設金物を基準とする。

原図：Ａ２

訂　正	月　日			
	.		.	
	.		.	
	.		.	

街に緑を　設計・監理　株式会社　東海建築設計

作成	承認	担当	名称	津市一志体育館アリーナ床改修工事	設計No.	図面No.
一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号　山　岡　　實			製図	コートライン詳細図　縮尺 1:150、20	整理No.	Ａ－０８